

改正

平成14年12月30日規則第85号

平成16年11月22日規則第92号

平成17年 3月 1日規則第 6号

平成17年 3月 1日規則第 7号

平成25年 3月28日規則第27号

令和 2年12月 3日規則第63号

令和 5年12月11日規則第41号

函館市クリーニング業法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(営業者の届出書)

第 2 条 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 第 1 項の届出書は、別記第 1 号様式によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第 2 条の書類のほか、クリーニング所の平面図を添付しなければならない。

第 2 条の 2 省令第 1 条の 3 第 2 項の届出書は、別記第 1 号様式の 2 によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第 2 条の書類のほか、無店舗取次店の業務用車両の構造を明示した図面または写真を添付しなければならない。

(変更および廃止の届出)

第 3 条 法第 5 条第 3 項の規定による変更の届出は、別記第 2 号様式の届出書によりしなければならない。

2 クリーニング所または無店舗取次店の業務用車両の構造を変更したときは、前項の届出書に、クリーニング所にあつてはその変更箇所を明示した平面図を、無店舗取次店にあつては業務用車両の構造の変更箇所を明示した図面または写真を添付しなければならない。

3 法第 5 条第 3 項の規定による廃止の届出は、別記第 3 号様式の届出書によりしなければならない。

(確認証の交付)

第4条 市長は、法第5条の2の確認をしたときは、当該確認に係るクリーニング所の営業者に、別記第4号様式の確認証を交付するものとする。

(営業の譲渡による地位の承継の届出書)

第4条の2 省令第2条の2第1項の届出書は、別記第4号様式の2によらなければならない。

(相続による地位の承継の届出書)

第5条 省令第2条の3第1項の届出書は、別記第5号様式によらなければならない。

(合併による地位の承継の届出書)

第6条 省令第2条の4第1項の届出書は、別記第6号様式によらなければならない

(分割による地位の承継の届出書)

第7条 省令第2条の5第1項の届出書は、別記第7号様式によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているクリーニング所確認証は、第4条の規定により交付されたクリーニング所確認証とみなす。
- 3 戸井町、恵山町、榎法華村および南茅部町の編入の日前にクリーニング業法施行細則(昭和59年北海道規則第115号)の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成14年12月30日規則第85号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月22日規則第92号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日規則第6号)

- 1 この附則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「改正前の商業登記法」という。)第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成17年3月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第27号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日規則第63号）

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第41号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

クリーニング所開設届出書

年 月 日

函館市長 様

本 籍
住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名 〕

生年月日 年 月 日

電 話 局 番

クリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	
	所 在 地	
	開設の予定 年 月 日	年 月 日
	構造および 設備の概要	
管 理 人	氏 名	
	本 籍	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	
	本 籍	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	登 録 番 号	
従 事 者 数		
そ の 他 の 事 項	洗濯物の受取および引渡し	<input type="checkbox"/> のみを行う <input type="checkbox"/> 以外の業務も行う
	クリーニング業法第3条第3項 第5号に規定する洗濯物を	<input type="checkbox"/> 取り扱う <input type="checkbox"/> 取り扱わない

添付書類

- 1 クリーニング所の平面図
 - 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 注 その他の事項欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

別記第1号様式の2（第2条の2関係）

無店舗取次店営業届出書

年 月 日

函館市長 様

本 籍
住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名 〕

生年月日 年 月 日
電 話 局 番

無店舗取次店を営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名	称	
営 業 区 域		
営業開始の予定年月日		年 月 日
業務用車両	自動車登録番号 または車両番号	
	保 管 場 所	
	構 造 の 概 要	
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	
	本 籍	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	登 録 番 号	
従 事 者 数		
その他 の事項	クリーニング業法第3条第3項 第5号に規定する洗濯物を	<input type="checkbox"/> 取り扱う <input type="checkbox"/> 取り扱わない

添付書類

- 1 業務用車両の構造を明示した図面または写真
 - 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 注 その他の事項欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

別記第2号様式（第3条関係）

クリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名 〕
電 話 局 番

クリーニング所開設届出書（無店舗取次店営業届出書）の届出事項に変更があったので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 クリーニング所の所在地（無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所）
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項
- 5 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

添付書類

- 1 クリーニング所の構造の変更の場合にあっては、変更箇所を明示した平面図
- 2 無店舗取次店の業務用車両の構造の変更の場合にあっては、変更箇所を明示した図面または写真

別記第3号様式（第3条関係）

クリーニング所(無店舗取次店)廃止届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名 〕
電 話 局 番

クリーニング所(無店舗取次店)を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 2 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所)
- 3 廃止年月日 年 月 日

添付書類

クリーニング所にあつては、クリーニング所確認証

別記第4号様式（第4条関係）

確認番号()第 号

年 月 日付けで届出のあった次のクリーニング所については、クリーニング業法第5条の2の規定により、検査確認しました。

年 月 日

函館市長

印

クリーニング所の 名 称	
クリーニング所の 所 在 地	
営 業 者 の 氏 名	



営業の譲渡による承継届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名 〕

生年月日 年 月 日
電 話 局 番

営業の譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 4 クリーニング所の所在地（無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所）

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

別記第5号様式（第5条関係）

相続による承継届出書

年 月 日

函館市長 様

住所
(ふりがな)
届出者 氏名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄
電 話 局 番

相続により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名および住所
- 2 相続開始の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所)

添付書類

- 1 戸籍謄本または不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

合併による承継届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふりがな)
届出者 名 称
(ふりがな)
代表者の氏名
電 話 局 番

合併により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 合併の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所)

添付書類

- 1 合併後存続する法人または合併により設立された法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

分割による承継届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふりがな)
届出者 名 称
(ふりがな)
代表者の氏名
電 話 局 番

分割により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 分割の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所(無店舗取次店)の名称
- 4 クリーニング所の所在地(無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号または車両番号および保管場所)

添付書類

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名